

津久見市海運事業者燃油高騰対策事業継続支援金

原油価格の高騰などにより経営収支が悪化している海運事業者に対し、支援金を交付します。

交付対象者

市内に本社・支社など主たる事業所を有し、以下の要件を全て満たす中小企業者

1. 令和4年4月1日時点で、海上運送法や内航海運業法の必要な手続きを得て、主たる事業として海運事業を営んでいること
2. 大型船舶については、内航海運業法で登録又は届出を提出し、燃油を自社で負担している者
3. 小型船舶については、海上運送法（昭和24年法律第187号）第20条第2項及び同法施行規則第22条の規定により届出を提出し3隻以上保有している者
4. 市税の滞納がないこと

など

交付額

船舶の分類	支援金額
①大型船舶保有事業者	100万円
②3隻以上小型船舶保有事業者	30万円



※①②対象の場合は100万円を限度とする

①大型船舶

総トン数20トン以上の船舶で船舶法に基づく船舶登記・船舶登録を受けて船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書を受有している船舶

②小型船舶

総トン数20トン未満の船舶で「小型船舶の登録等に関する法律」により、小型船舶登録原簿に登録された船舶

申請方法

以下の書類を揃え、郵送または持参にて提出してください。

（申請書は津久見市ホームページからダウンロードしてください。）

- 【共通】津久見市海運事業者燃油高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）
- 【共通】海運事業のために必要な登録、届出をした書類の写し
- 【共通】船舶の写真（船名が写っているもの）
- 【共通】振込先口座の通帳の写し（表紙・表紙裏面）
- 【大型船舶】船舶国籍証書の写し
- 【大型船舶】燃油の負担を自社で負担していることが証明できる書類
- 【小型船舶】日本小型船舶検査機構が発行した船舶検査証書の写し

問合せ先

【申請期限】令和5年2月28日（火）まで

〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

津久見市役所 商工観光・定住推進課

TEL：0972-82-9542